事業名(取組)		令和4年度 令和5年度		効果	局	課
事未有(収価)		実績(令和4年12月末時点)	計画	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	巾	杯
定による就労支援	鹿児島保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者の就労を支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに 社会復帰の促進を図る。	鹿児島保護区保護司会からの相談件数 O件	鹿児島保護区保護司会からの相談があった場合、 保護観察に付されている者の就労を支援する。	保護観察に付されている者の再犯及 び再非行を防止し、社会復帰の促進 を図ることが期待される。		人事課
	落札方式による一般競争入札の採点において、	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、加点を行った。 (対象者)鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者(対象者数)167社 (対象者)鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者で、保護観察等対象者を保護観察期間を含めて3か月以上連続して雇用している者(対象者数)5社	祝刀又援事未有 依悔に豆躰している右	建設工事等競争入札参加者の鹿児 島県協力雇用主会等への加入が促進 され、社会復帰への支援の充実が期 待される。	企画財政局	契約課
生 活	・生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 ・住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。	・自立相談支援員 5人・住居確保給付金受給者数:315人(延人数)	•自立相談支援員 5人 •住居確保給付金受給者数:576人(延人数)	各種支援を通じて、経済面・就労面・ 居住等の安定を図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
	就労支援員を設置し就労指導等を実施することで 被保護者の自立助長を図る。	就労支援員 7人配置 被保護者への就労相談・指導 148件	就労支援員 7人配置	生活保護受給者の就労意欲を喚起・ 向上させ、就労についての効果的な バックアップを図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
机碱凶舞有专准用促進切风争 業	高年齢者等就職困難な者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し奨励金を支給する。	鹿児島市就職困難者等雇用奨励金支給実績 ·支給事業所 140事業所 ·支給対象人数 147人	鹿児島市就職困難者等雇用奨励金の支給	市内に在住する就職困難者の雇用 機会の拡大に役立てられる。	産業局	雇用推進課
障害者技能向上支援事業	障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し、技能向上の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピックへの出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し、技能習得に要する経費を助成する。	・技能体験教室の実施 2回・障害者技能労働者激励金の支給 3人・障害者雇用ガイドの発行 4,200部	・技能体験教室の実施・障害者技能労働者激励金の支給・障害者雇用ガイドの発行	特別支援学校の生徒の就労意識の啓発、働く障害者の職業能力向上の支援、事業主の障害者雇用への理解を深めることができる。	産業局	雇用推進課
为以丛牧祇光11争未	雇用就業構造の実現、労働力需給調整、高年齢者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉等、国・県・市の施策への理解を深めてもらうために中小企業のひろばを発行する。	・「中小企業のひろば」発行 年2回 計8,400部発行 A4版、12ページ	・「中小企業のひろば」発行 年2回 計8,400部発行 A4版、12ページ	労政広報紙を発行し、国・県・市の施策を周知啓発することで、高年齢者雇用対策、若年者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉等様々な場面で役立つ情報を提供できる。		雇用推進課
かごしま市しごと情報ナビ	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する 情報をわかりやすく案内する。	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報を随時提供した。	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報を随時提供する。	求職者及び事業者へのわかりやすい情報提供による雇用機会の拡大が 図られる。	産業局	雇用推進課
供	法務省が実施する「住居の提供者に対する継続的支援」が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等を含む住宅困窮者への市営住宅の提供に努める。	― (保護観察対象者等の把握は行っていない)	― (保護観察対象者等を含む住宅困窮者の数は 把握していない)	保護観察対象者等を含む住宅困窮 者への市営住宅の提供が図られる。	建設局	住宅課
男女共同参画センター運営事業	地域住民が抱える様々な問題について男女共 同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者 自身が自己解決に向けて力をつけていけるように 支援する。		 ・女性のための総合相談 2,600件 ・法律相談 24回(120人) ・心理相談 12回(36人) ・男性相談 18回(48人) 	男女共同参画の視点を持つことで、 男女がともに人権を尊重しあい、あら ゆる分野に参画し、その能力を十分に 発揮し、いきいきと活躍できる社会づく りの支援となる。		男女共同参 画推進課

事業名(取組)	事業の概要	令和4年度 実績(<mark>令和4年12月末時点</mark>)	│	効果	局	課
高齢者福祉相談員による相談 体制の推進	緊急通報システム設置者・福祉電話設置者に対するコールサービス及び相談、来庁する高齢者の 各種相談等を行う。	各相談機関等と連携しながら、相談サービスの充実に努めた。 ・高齢者福祉相談員 2人(本庁) 相談件数 17,836件	各相談機関等と連携しながら、相談サービスの充実に努める。 ・高齢者福祉相談員 2人(本庁) 相談件数 25,000件	ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上 が期待される。	健康福祉局	長寿支援課
地域包括支援センター運営事 業	・地域ケア会議等の開催による関係機関との連携を図る。・地域包括支援センター職員の研修実施による資質向上等を図る。	地域ケア会議の開催 128回	地域ケア会議の開催 200回(見込)	地域における相談及び支援体制の 構築が推進される。	健康福祉局	長寿あんしん課
老人措置費	環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者について、養護老人ホームへの入所措置を行う。	入所人数 101人	入所人数 119人(見込)	養護老人ホームに入所させ、心身の 健康保持及び生活の安定を図る	健康福祉局	長寿あんしん課
成年後見制度利用促進事業	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度	相談件数 626件 講演会の開催 1回 講座の開催 2回 講師派遣 15回 【拡充】 ・受任者調整会議の設置	相談及び支援 講座の開催 2回 講師派遣	成年後見人等による支援が必要な 方が適切に成年後見制度の利用につ ながることが期待される。	健康福祉局	認知症支援 室
成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てる人がいない認知 症高齢者等のために、審判の申立てを行うほか、 後見人等報酬の助成等を行う。		申立件数 47件 報酬助成 市長申立 29件 市長申立以外 115件	認知症高齢者等の保護や制度の利 用促進が期待される。	健康福祉局	認知症支援 室
成年後見制度利用支援事業		市長申立 0件 後見人等報酬助成 11件	市長申立 2件 後見人等報酬助成 15件	身寄りのない知的障害者で、後見開始の審判を申立てる者がいない判断能力の不十分な者の保護を図ることができる。	健康福祉局	障害福祉課
成年後見制度利用支援事業	精神障害者による成年後見制度の適正な利用 を促進するため、身寄りがない者について市長申 立てを行うとともに、必要な経費を助成する。	申立て件数:0件 報酬助成:16件	申立て件数:3件 報酬助成:30件	判断能力の不十分な精神障害者の 保護が図られる。	健康福祉局	保健支援課
認知症オレンジサポーター養 成事業	・「認知症等見守りメイト」の養成 ・認知症等見守りメイト(ボランティア)が、認知症と 思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行 う。	・メイト養成数 71人 ・見守りメイト登録者数 794人	・メイト養成数 90人 ・見守りメイト登録者数 839人	認知症になっても安心して暮らせる 地域づくりが推進される。	健康福祉局	認知症支援 室
	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。(配置時期:27年10月~)	・訪問支援対象者53人	·訪問支援対象者72人	認知症の人や家族への早期に対応 することで、認知症になっても住み慣 れた地域での生活が継続できる。	健康福祉局	認知症支援室
民生委員·児童委員指導事業	地域住民への相談・援助を適切に行う。 ・「民生委員・児童委員」の資質向上及び幅広い知 識の習得のための指導等	・民生委員推薦会 7回開催(一斉改選分含む) ・民生委員審査専門分科会 7回開催(一斉改選分 含む) ・民生委員新任者研修 2回実施 ・民生委員現任者研修 1回実施 民生委員・児童委員数 定数:1,068人 現任数:1,028人(R4.12.31現在)	·民生委員推薦会 6回開催 ·民生委員審查専門分科会 6回開催 ·民生委員新任者研修 2回実施 ·民生委員現任者研修 1回実施 民生委員·児童委員数 定数:1,068人	民生委員児童委員の資質向上及び 幅広い知識の習得を行い、地域住民 への相談・援助を適切に行うことが期 待できる。	健康福祉局	地域福祉課
民生委員・児童委員見守り活 動支援事業		支援が必要な地域住民の早期発見につなげる為に、民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。 ①活動支援 ・訪問連絡カードの作成(1,200冊) ②地域の見守り活動協力事業者の呼びかけ ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社(R4.4.1~)	支援が必要な地域住民の早期発見につなげる為に、民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。 ①活動支援 ・訪問連絡カードの作成(1,200冊) ②地域の見守り活動協力事業者の呼びかけ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	民生委員・児童委員による地域での 見守り活動を支援し、援助が必要と思 われる住民の早期把握及び対応につ なげることにより、誰もが安心して生活 できる地域社会づくりに寄与すること が期待できる。		地域福祉課
見守り活動における協力協定	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域での高齢者や障害者等の見守り活動の充実を図る。	地域の見守り活動協力事業者 ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社(R4.4.1~)	地域の見守り活動協力事業者 ・南日本新聞販売南日会 ・鹿児島相互信用金庫 ・南日本リビング新聞 ・日本ガス株式会社	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力することで、地域の見守りにおいて早期の発見・対応が期待できる。	健康福祉局	地域福祉課

事業名(取組)	事業の概要	令和4年度 実績(<mark>令和4年12月末時点</mark>)	┃	効果	局	課
地域偏低期等を拠点とした地	支えあう地域づくりを推進するため、地域福祉支援員6人を配置し、地域福祉館等を拠点としたネットワークの推進を図るほか、地域福祉計画の推進を図る。	美額(市和4年12月末時点) 1 地域福祉館等を拠点としたネットワークの推進 (1)地域福祉支援員の配置:6人 ・相談及び支援 8,652件 (2)パソコンリース(41館) 2 地域福祉計画推進委員会運営 3 地域福祉計画地区福祉推進会議運営	1 地域福祉館等を拠点としたネットワークの推進 (1)地域福祉支援員の配置:6人 ・相談及び支援	地域福祉支援員等の支援を通じて、 校区社協等による自主的な支えあい の仕組みづくりの充実、地域における 相談・支援体制の強化が期待される。	健康福祉局	
ハームレ人巡凹 相談 拍导事業	ホームレスの方々に対し、巡回相談等による相談活動を実施し、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助を行い、その自立を支援する。	①巡回相談(18回) ②ホームレス検診に併せた福祉相談の実施 ③ホームレスの実態に関する全国調査	①巡回相談(24回) ②ホームレス検診に併せた福祉相談の実施 ③ホームレスの実態に関する全国調査	ホームレスの方々に対し巡回相談等による相談活動を実施し、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助を行い、その自立を支援することが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
被保護者自立促進事業	被保護者の個々の状況などに応じた方針に基づき、就労支援や健康管理支援等の必要な支援を 行う。	健康管理支援員 1人配置 ·保健指導等件数:397件	・健康管理支援員 1人配置 健康管理支援員による保健指導等	被保護者の経済的自立や健康の保持 及び増進を図ることができる。	健康福祉局	保護第一課
障害者基幹相談支援センター 事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について 障害者(児)及びその家族からの相談に応じ、必 要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サー ビスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関 係機関との連絡調整、その他、障害者等の権利 擁護のために必要な相談支援の基幹となる相談 支援センターを運営する。	•相談件数:3,853件 •相談員数:5人	•相談件数:3,853件 •相談員数:5人	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害についての専門の相談員を配置することで、ワンストップで各種の相談や必要な支援等を行うことができる。	健康福祉局	障害福祉課
障害福祉サービス等情報公表 制度	福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進を図るため、事業所訪問等の支援を行うとともに、利用者のニーズに応じたサービスの選択に資するよう、情報公表制度の審査体制の充実を図る。	公表率 76.2%	_	障害福祉サービス等情報公表制度 の審査体制の充実により、情報公表 の推進を図ることができる。	健康福祉局	障害福祉課
障害福祉サービス給付事業	日常生活を営むのに支障がある障害者(児)等の家庭にホームヘルパーを派遣して、介護・家事等、日常生活の世話及び外出の支援を行う。	延利用者数(居宅介護、重度訪問介護、行動援 護、同行援護) 11,184人	延利用者数(居宅介護、重度訪問介護、行動援 護、同行援護) 前年度より増加見込	日常生活を営むのに支障がある障害者(児)等の家庭にホームヘルパーを派遣することにより、介護・家事等、日常生活の世話及び外出の支援を行うことができる。	健康福祉局	障害福祉課
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による 家族への相談を実施し、必要な助言・指導を行う。	•相談件数 8,290件 •相談員数 58人	-相談件数 13,496件 -相談員数 58人	精神障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行うことで、市民の精神的健康の保持・増進や精神障害者及びその家族に対し支援等が期待できる。		保健支援課
	女性の身上や生活の相談助言を行うとともに夫 等からの暴力に関する相談対応等を行い、女性 保護を図る。	・相談員数 3人・相談件数 450件(うちDV相談58件)	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、 夫等からの暴力に関する相談対応等を行うことに より、女性保護及び福祉向上が図られることが期待 される。	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行うことにより、女性保護及び福祉向上が図られることが期待される。		こども福祉語 谷山福祉課
	児童の性格や生活習慣、非行、家族関係等、家庭における児童養育上の諸問題に対し、児童相談所や民生委員児童委員と連携調整を図りながら、助言・指導を行う。	•相談員数 3人 •相談件数 188件		家庭における児童養育などの相談 や指導を行うことにより、児童の福祉 の向上が図られることが期待される。	こども未来局 健康福祉局	こども福祉 谷山福祉課
要保護児童対策地域協議会の 運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関、団体等との連携を図る。	・代表者会議 1回(R4.7月実施済) ・実務者会議 6回(R5.2月実施予定を含む)	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携を図ることで、児童の福祉の向上につながることが期待される。	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携を図ることで、児童の福祉の向上につながることが期待される。	こども未来局	こども家庭支援センター
子ども家庭見守り相談支援員 設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、支援に係る連絡調整・事務処理等を行う。	•相談員数 4人 •相談件数 187件		継続的な支援が必要な子どもの定期的な状況確認を行うことにより、児 童福祉の向上が図られることが期待される。	こども未来局	こども家庭支援センター
	家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身に付いていない小学5・6年生及び中学生に対し、学習会を実施し、基礎学力の向上や進学相談等の支援を行う。	・市内3会場 延べ117回実施・参加申込者数 47人・学習支援相談員 1人・学習支援員 71人	・市内3会場 延べ144回実施予定・参加申込者数 60人(見込)・学習支援相談員 1人・学習支援員 45人(見込)	学習会参加により、居場所づくりの 提供や生徒の学習意欲の向上及び学 力を身に付けることが期待される。	健康福祉局	保護第一課
かけ活動	委嘱された青少年育成委員が、学校や関係機関・団体との連携のもと、本市における青少年の健全育成を図るため、街頭声かけ活動を通して、問題行動の未然防止、早期発見・指導に努める。	·青少年育成委員200人 (学校関係者140人、関係機関·団体60人) 実施回数:1,089回 従事者数:2,299人 補導人数:4,765人	(学校関係者140人、関係機関・団体60人) 年間計画に基づき、街頭声かけの実施	警察による不良行為少年の補導件 数は県年減少傾向にあり、青少年育 成委員による定期的な街頭声かけで の声掛けが成果を上げているものと考 える。		青少年課

車 坐夕 / Fm 如 \	車業の恒亜	令和4年度	令和5年度	ᄊᄪ	E	=⊞
事業名(取組)	事業の概要	実績(令和4年12月末時点)	計画	効果	局	課
社会教育指導員(育成センター 職員)による電話相談	育成センター職員が、青少年及び保護者等から の電話相談に応じるとともに、少年に関する諸問 題について、電話又は来所による相談に応じる。	・社会教育指導員2人による電話相談及び来所相 談対応 電話相談:5件 来所相談:2件	・社会教育指導員2人による電話相談及び来所相 談対応	へうなくなど相談者にミースに対応で	教育委員会	青少年課
小·中·高等学校生徒指導主 任·担当者会の開催	いじめや非行等の問題行動や、不登校について の積極的な生徒指導の推進を図る。	年3回(5月、8月、1月)の実施	年3回(5月、8月、1月)の実施予定	定期的な情報交換を行うことで、各 学校での取組が充実したものに繋 がっていると考える。	教育委員会	青少年課
三署別中学校生徒指導担当者 連絡会の開催	三警察署(中央、西、南)の地区の中学校毎に、 生徒の健全育成を図ることを目的に喫緊の生徒 指導上の諸問題について情報の共有を行う。	年3回(6月、8月、1月)の実施	年3回(6月、8月、1月)の実施予定	警察と連携した話合いや情報交換を 実施することで、様々なケースで連携 がとりやすい。	教育委員会	青少年課
フレンドシップ(適応指導教室) 支援事業	不登校や緊急避難等の児童生徒のための居場 所づくりや、学校復帰のための相談や学習支援、 より専門性を必要とするカウンセリング等を実施す る。		臨床心理相談員 6人	学校・保護者・関係機関との連携が 強化され、通級児童生徒に対する専 門的な意見を取り入れた組織的・計画 的な早期支援の実施により、学校復 帰や心の安定が期待される。	教育委員会	青少年課
人権啓発活動事業	様々な人権課題について、啓発資料等を活用し、広く市民、企業等に広報・啓発を行うことで、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図る。	① 啓発資料等の作成・配布・掲出 (作成部数) ・人権啓発パンフレット: 7,000部 ・人権啓発ポスター(B3): 500枚 ・啓発物品(ボールペン): 1,000本 (ポスター掲出先) ・市電、市バス、市桜島フェリー、民間バス等 (8月・12月) ② 人権啓発パネル展の開催(8・12月) ③ 街頭啓発(12月) ④ 広報紙・ホームページ・SNS等による啓発	(1) 啓発資料等の作成・配布・掲出 (作成部数) ・人権啓発パンフレット:6,000部 ・人権啓発ポスター(B3):500枚 ・啓発物品(ボールペン):1,000本 (ポスター掲出先) ・市電、市バス、市桜島フェリー、民間バス等 (8月・12月) ②人権啓発パネル展の開催(8・12月) ③街頭啓発(12月) ④広報紙・ホームページ・SNS等による啓発 ⑤本市独自の人権啓発パネル制作【拡充】	啓発資料等の作成・配布・掲出や人権啓発パネル展等の啓発活動を行うことで、広く市民、企業等が人権課題に関心を持つきっかけとなるほか、相談窓口の周知広報に貢献するなど、市民一人ひとりの人権に関する正しい認識と理解を深めるとともに、人権意識の普及高揚への効果が期待できる。	市民局	人権推進課
鹿児島保護区保護司会に対す る助成	鹿児島保護区保護司会の活動を助成し、犯罪の 防止及び更生保護活動の活発化を図り、本市に おける社会福祉を増進させる。	鹿児島保護区保護司会補助金	鹿児島保護区保護司会補助金	運営費補助により、保護司の資質向 上と更生保護事業の推進に資するこ とが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
社会を明るくする運動への参加	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社 会を築くための全国的な運動である「社会を明るく する運動」に参加し、再犯防止に関する地域での 理解の促進を図る。	社会を明るくする運動に関する周知・広報活動を行った。 ・ポスター掲示(市社協、各地域福祉館) ・市広報誌のほか、SNSや本庁電光掲示板を利用した周知・広報活動	社会を明るくする運動に関する周知・広報活動を行う。 ・ポスター掲示依頼(市社協、各地域福祉館) ・市広報誌のほか、SNSや本庁電光掲示板を利用した周知・広報活動	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参加することで、再犯防止に関する地域での理解の促進が図られることが期待できる。	健康福祉局	地域福祉課
「育成センターだより」の作成・ 配布	少年非行のすう勢や育成センターの活動の様子 などを掲載し、毎月、学校や関係機関・団体に配 布する。	4月から12月まで計9回発行(関係機関に1,500部配布)	月1回、年間12回発行予定	育成センターの活動内容を周知すると ともに、非行防止に向けた啓発活動を 実施している。	教育委員会	青少年課
「非行防止啓発チラシ」の作成・ 配布	少年非行やSNS等に関する内容を記載し、年1回、夏期休業前に市内の全中学校・高等学校に配布する。	・「県少年補導センター連絡協議会」で作成したチラシを、7月に市内全中学校、高等学校に配布:38,000枚 (中学校45校、高等学校23校)	「県少年補導センター連絡協議会」で作成するチラシを、7月中に、市内全中学校、高等学校に配布予定 (中学校45校、高等学校23校)	夏季休業前に配布し、学校の実態に 応じて活用できている。	教育委員会	青少年課
人権教育推進事業	人権問題に関する市民の認識と理解を深めるために、地域別人権問題研修会や啓発講演会を開催したり、家庭教育学級等において人権に関する 学習機会を提供したりする。	 ・地域別人権問題研修会 14館 ・人権啓発講演会 1回 ・家庭教育学級(小中学校) 88学級(小60 中28) ・女性学級 36学級 ・成人学級 35学級 ・父親セミナー 7学級 	 ・地域別人権問題研修会 14館 ・人権啓発講演会 1回 ・家庭教育学級(小中学校) 88学級 ・女性学級 36学級 ・成人学級 35学級 ・父親セミナー 7学級 	人権問題に関する正しい理解と認識 を深め、互いを認め、支えあうことをと おして明るい社会づくりが期待できる。	教育委員会	生涯学習課